

米子市告示第229号

認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転等の登記について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産であって、その登記関係者の全部又は一部の所在が知れないものの所有権の保存又は移転の登記に係る公告を求める旨の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、当該登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者等は、米子市長に対し、異議を述べることができる。

令和7年12月25日

米子市長 伊木 隆司

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称 富繁自治会
- (2) 区域 別紙区域図のとおり
- (3) 主たる事務所の所在地 米子市淀江町富繁55番地4

2 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）に関する事項

- (1) 土地

地目	面積	所在及び地番
宅地	58.04 平方 メートル	米子市淀江町富繁字村上屋敷20番

- (2) 所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所

山根 英晴	米子市淀江町富繁194番地
山根 浅次郎	西伯郡淀江町大字富繁4番屋敷
遠藤 元信	西伯郡淀江町大字富繁215番地
木下 忠次郎	西伯郡淀江町大字富繁9番屋敷
下垣 市太郎	西伯郡淀江町大字富繁9番次1番屋敷
小原 房次郎	西伯郡淀江町大字富繁11番屋敷
森本 懿行	西伯郡淀江町大字富繁12番屋敷
櫃田 武雄	西伯郡淀江町大字富繁13番屋敷
柿原 為三郎	西伯郡淀江町大字富繁14番屋敷
柿原 やゑの	西伯郡淀江町大字富繁5番地
柿原 文四郎	西伯郡淀江町大字富繁16番屋敷
法本 伊太郎	西伯郡淀江町大字富繁188番地
山根 幾三郎	西伯郡淀江町大字富繁16番屋敷
竹田 角次郎	西伯郡淀江町大字富繁10番屋敷
竹田 岩次郎	西伯郡淀江町大字富繁10番屋敷

3 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人
- (2) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

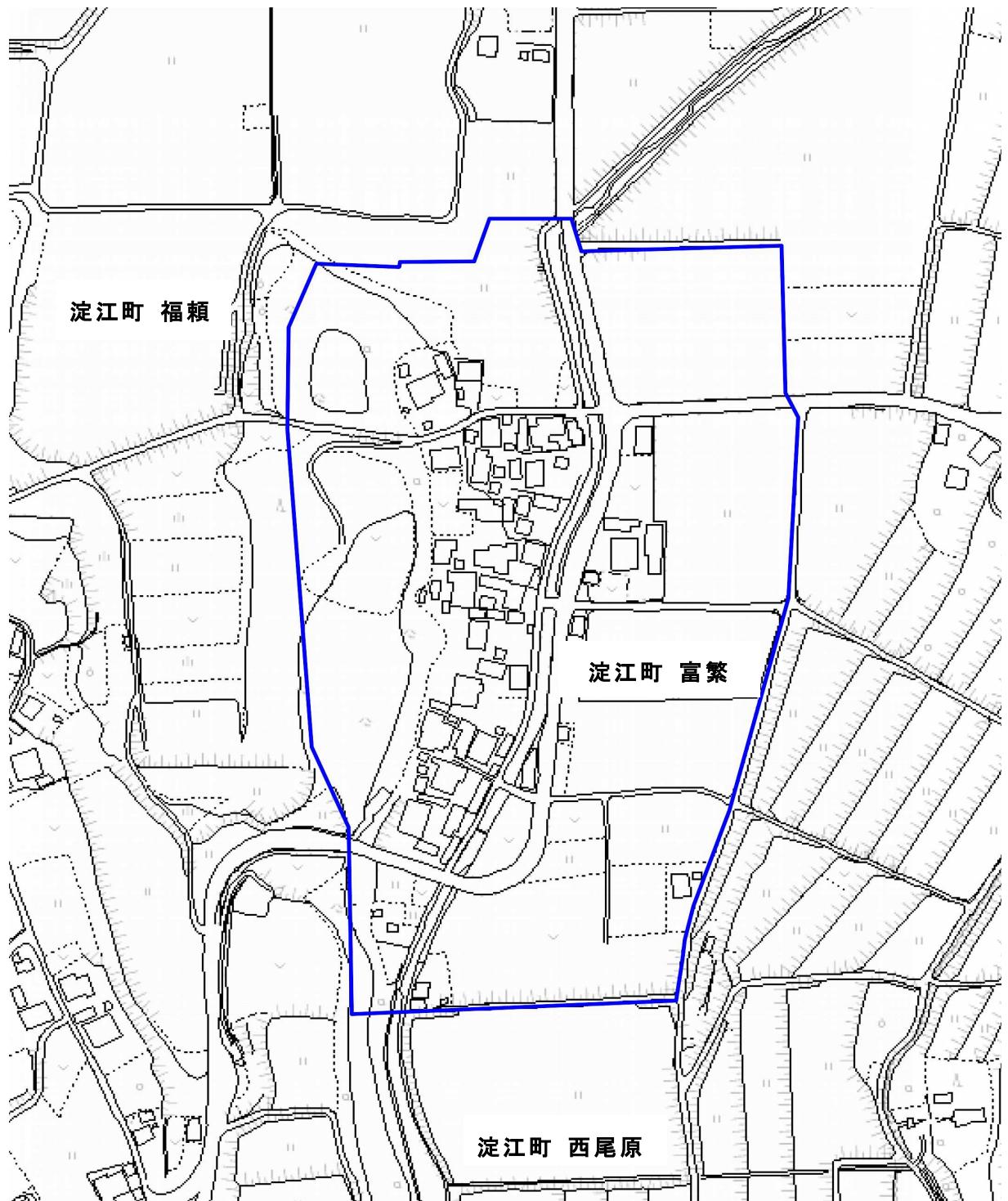
4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 期間 令和7年12月25日から令和8年3月26日まで
- (2) 方法 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書に必要事項を記載し、申請不動産の登記事項証明書及び住民票の写しを添えて提出すること。
- (3) 提出先 米子市加茂町一丁目1番地
米子市総合政策部地域振興課自治振興担当

別紙

区 域 図

縮尺 3, 000 分の 1



凡 例	
	認可地縁団体区域